

各計画届・支給申請書の届出・申請期間及び提出窓口

各助成金の届出・申請期間・窓口は以下のとおりです。

定められた期間を過ぎると受理できませんので、ご注意ください。

郵送での受付は行っておりません。必ず、ご持参ください。

提出された計画届の内容に変更がある場合は必ず事前に変更届の提出が必要です。

補足：「年度」＝4月1日～翌年3月31日

1 各計画届・支給申請書の届出時期

- 【認定訓練一経費助成】 **計画届**
 - ・事業を実施しようとする日の1カ月前（ただし、4月1日から6月末日までに事業を開始する場合は5月末日）

- 【認定訓練一経費助成】 **支給申請書**
 - ・認定職業訓練終了後、認定訓練事業費補助金又は広域団体認定訓練助成金の精算確定に係る都道府県の通知が発出された日の翌日から2カ月以内

- 【認定訓練一賃金助成】 **支給申請書**
 - ・訓練修了日の翌日から2カ月以内
 - ※キャリア形成促進助成金の支給申請と同時申請

- 【技能実習一経費助成・賃金助成】 **計画届**
 - ・訓練を実施しようとする日の2カ月前から1週間前までの間

- 【技能実習一経費助成・賃金助成】 **支給申請書**
 - ・実習修了日の翌日から2カ月以内

- 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり一経費助成】 **計画届**
 - ・事業を実施しようとする日の2カ月前
 - （ただし、4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日まで）
 - ※計画届の提出は、年度内1回のみ

●【若年者及び女性に魅力ある職場づくり—経費助成】 **支給申請書**

- ・実施月（事業が終了した日の属する月）に応じて以下のとおり

実施月	提出期間
4～6月	7/1～8月末日
7～9月	10/1～11月末日
10～12月	1/1～2月末日
1～3月	3/1～5月末日

●【雇用管理制度—入職率目標達成助成】 **支給申請書**

- ・評価時入職率等算定期間（第1回／第2回）の末日の翌日から2カ月以内

●【若年・女性労働者向けトライアル雇用助成】 **支給申請書**

- ・トライアル雇用終了日の翌日から2カ月以内

●【登録基幹技能者の処遇向上支援—整備助成】 **計画書**

- ・最初の増額改定日の属する月の初日の6カ月前から1カ月前の前日までの間

●【登録基幹技能者処遇向上—整備助成】 **支給申請書**

- ・1年目、2年目、3年目それぞれの増額改定後の賃金算定期間（12カ月）の末日の翌日から2カ月以内

●【作業員宿舎等設置—経費助成】 **計画届**

- ・当該事業を実施しようとする2週間前（賃貸住宅の賃貸を行う場合は、さらに公共職業安定所のあっせんにより面接を行った日から起算して1カ月以内）

●【作業員宿舎等設置—経費助成】 **支給申請書**

- ・実施月（事業が終了した日の属する月）に応じて以下のとおり

実施月	提出期間
4～6月	7/1～8月末日
7～9月	10/1～11月末日
10～12月	1/1～2月末日
1～3月	3/1～5月末日

●【女性専用作業員施設設置支援—経費助成】 **計画届**

- ・当該事業を実施しようとする2週間前

●【女性専用作業員施設設置支援—経費助成】 **支給申請書**

- ・実施月（事業が終了した日の属する月）に応じて以下のとおり

実施月	提出期間
4～6月	7/1～8月末日
7～9月	10/1～11月末日
10～12月	1/1～2月末日
1～3月	3/1～5月末日

2 問い合わせ・届出・申請窓口

大阪労働局 助成金センター
大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル 9F
TEL : 06-7669-8900 FAX : 06-7669-8905

※大阪市・吹田市以外に所在する事業所については、管轄のハローワークでも、届出・申請の取次を行います。

※ハローワークでは、届出・申請の「取次」のみになりますので、取次・申請内容について改めて「大阪労働局 助成金センター」よりお問い合わせさせていただく場合があります。また、支給申請後の審査によってお支払できない場合もあります。あらかじめご了承ください。